

判決年月日	平成 2 5 年 9 月 1 0 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成24年（行ケ）10424号		
○ 「バラスト水処理装置が船舶後方の非防爆エリアに配設されている」構成を特徴とする特許請求の範囲の記載について、本件明細書の発明の詳細な説明の記載の範囲を超えて特許されたことになり、特許法 3 6 条 6 項 1 号の規定に違背するとの審決の判断、及び本件明細書には「非防爆エリア」が具体的に船舶後方のどの区画を示しているのか不明瞭であり、特許法 3 6 条 6 項 2 号の規定に違背するとの審決の判断は、いずれも誤りである。			

（関連条文）特許法36条6項1号，2号

原告らは、発明の名称を「船舶」とする特許について、被告から無効審判の請求を受けた。特許庁は、訂正を認めた上で、請求項6について、①「非防爆エリア」という語は、当業者において「非危険区域」や「非危険区画」と解釈すると、「バラスト水処理装置」は船舶後方の舵取機室以外の場所（機関室も含む）でもよいことになり、これは本件特許の明細書の趣旨からみて、本件明細書の発明の詳細な説明の記載の範囲を超えて特許されたことになり、特許法36条6項1号の規定に違背し、②本件明細書には舵取機室以外に具体的な場所を特定しているものではないので、「非防爆エリア」が具体的に船舶後方のどの区画を示しているのか不明瞭であり、特許法36条6項2号の規定に違背すると判断し、無効審決をした。本件は、原告らが本件審決の取消しを求める事案である。

本判決は、概要、以下のとおり判示し、本件審決を取り消した。

「非防爆エリア」は、「電気機器の構造、設置及び使用について特に考慮しなければならないほどの爆発性混合気が存在しない区画又は区域」を意味するから、「非防爆エリア」であれば、そこに配置される電気機器の構造、設置及び使用について特に考慮する必要がないことは当然で、その結果として、「各種制御機器や電気機器類の制約が少なくてすむという利点」があることも明白である。

そうすると、本件明細書の趣旨が全体として舵取機室に主眼を置かれており、【0033】の記載が操舵機室の効果を文理上述べているとしても、【0033】の記載に接した当業者は、「各種制御機器や電気機器類の制約が少なくてすむという利点」が舵取機室特有の効果であると理解することはなく、それとは別次元の、舵取機室には限定されない、より広義の「非防爆エリア」に着目した効果であると即座に理解するものと認めることができる。そして、かかる理解の下、「非防爆エリア」についても、舵取機室とは別に念頭に置いている独自の構成として理解するというべきである。

よって、【0033】の記載から、バラスト水処理装置を「非防爆エリア」に配設する

構成によって、「各種制御機器や電気機器類の制約が少なくてすむ」という効果を奏する、独自の技術的思想を読み取ることができ、本件発明 6 の「非防爆エリア」は、【0033】によってサポートされているというべきである。本件発明 6 の「非防爆エリア」は、本件明細書の【0033】によってサポートされており、本件明細書の発明の詳細な説明の記載の範囲を超えて特許されたものではない。よって、本件発明 6 が特許法 36 条 6 項 1 号の規定に違背するとした審決の判断は誤りである。

本件明細書には、「非防爆エリア」についての説明は存在しないが、本件特許の出願時における技術水準に照らせば、その意味は、その具体的な場所も含めて明確である。よって、訂正後の請求項 6 は特許法 36 条 6 項 2 号の規定に違背するとした審決の判断は誤りである。